

第1回入善町農業委員会議事録

平成29年8月4日午後3時00分から第1回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子
13番 米田 喜代美	14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春
17番 酒井 良博	18番 長原 均		

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真 岩 芳 宣
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳 子
入善町農業委員会	主 事	上 田 敬 章
入善町農業委員会	主 事	浦 田 佳 明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	臨時議長指名の件
日程第2	選挙第1号 入善町農業委員会会長互選の件
日程第3	議席決定の件
日程第4	担当地区決定の件
日程第5	会期及び議事日程の件
日程第6	議事録署名委員決定の件
日程第7	選挙第2号 入善町農業委員会会長職務代理者互選の件
日程第8	議案第1号 入善町農業委員会規程の一部改正について
日程第9	議案第2号 入善町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の決定について
日程第10	議案第3号 農地法第5条の規定による意見進達について

真岩事務局長

本日は、お忙しい中、改選後、初の総会にご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます農業委員会事務局長の真岩です。

この度の農業委員会委員の改選により、ご就任されました委員各位には、心からお喜びを申し上げます。どうか今後ともよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より、改選後の第1回入善町農業委員会を開催いたします。

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、改選後、最初に行なわれる委員会は、市町村長が召集することになっておりますので、本日の委員会は笹島町長が召集したところであります。

まず、笹島町長が開会の挨拶を申し上げます。

笹島町長

第1回入善町農業委員会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

農業委員会等に関する法律が改正され、新制度のもとで、皆様には農業委員にご就任いただき、誠にありがとうございます。

本日、新体制で第1回農業委員会を迎えることができたことは、大変喜ばしいことであり、委員の皆さんには、これから3年間の任期の間、本町の農業振興のために、格別のご尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、今回の委員交代では18名の委員のうち6名の方に再任いただいたところであります。

6名の皆様には、これまでの経験を活かし、今後の農業委員会の運営を支えていただければと思います。

また、新たに就任された12名の皆様には、農業委員会の更なる活性化を図るため、新たな見地から忌憚のないご意見などをお聞かせいただきますよう、お願いいたします。

ご存知のように、入善町には、基盤整備などの環境整備が済んだ広大で肥沃な農地が広がっておりますが、これは先人たちの並々ならぬ努力の賜物であり、町の大切な財産として、永く後世に引き継いで行かなければなりません。

また、農地をしっかりと守るためには、安定的な農業経営が必要不可欠であり、そのために、担い手の育成や経営規模の更なる拡大はもちろんのこと、6次産業化の推進など、農業の基盤強化と経営の安定化に向けた施策を積極的に展開していかなければならないと考えております。

しかしながら、わが国の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、町が目指す農業を実現することは、決して容易なことではありません。

その実現のためにも、農業委員会が果たすべき役割は大変大きいものがあると考えております。

農業委員の皆様には、今後とも、農地の利用集積の促進や担い手の掘り起こし、耕作放棄地のない町の実現など、農地を守り、農業を振興する施策を積極的に推進していただきたいと願っております。

加えて、農業委員の皆さんには、地域の世話役、農家の良き相談役として、頼りにされるような存在になっていただきますようご期待申し上げます。

最後に、入善町農業委員会の更なるご発展と、委員各位のより一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしくお願いいたします。

真岩事務局長

続きまして、事務局から、農業委員の皆様方をご紹介します。

事務局

それでは、紹介させていただきます。

「五十里章」委員。お住まいは入善地区新任。

「米澤一博」委員。お住まいは入善地区新任。

「中島茂樹」委員。お住まいは上原地区。

「高澤清晶」委員。お住まいは青木地区新任。

「島瀬康一」委員。お住まいは飯野地区新任。

「塚田周一」委員。お住まいは飯野地区。

「城崎久満」委員。お住まいは小摺戸地区新任。

「松原二美榮」委員。お住まいは小摺戸地区。

「米山義隆」委員。お住まいは新屋地区新任。

「谷口和子」委員。お住まいは柵山地区新任。

「鍋嶋太郎」委員。お住まいは柵山地区。

「上島幸夫」委員。お住まいは柵山地区。

「米田喜代美」委員。お住まいは横山地区新任。

「山崎林太郎」委員。お住まいは横山地区新任。

「愛場義豊」委員。お住まいは舟見地区新任。
「田中吉春」委員。お住まいは野中地区新任。
「酒井良博」委員。お住まいは野中地区。
「長原均」委員。お住まいは野中地区新任。
以上の 18 名の方が各地域や団体等から推薦を受けられ、ご就任いただきました委員の皆さんです。
よろしく願いいたします。

真岩事務局長

この後、笹原町長におかれましては、次の予定がありますので、退席されます。

(笹島町長退席)

真岩事務局長

それでは、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

真岩事務局長

それでは、議事日程に入ります。

日程第 1、臨時議長指名の件についてであります。

地方自治法第 107 条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、これを準用し、本日の出席委員のうち、最年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの発言)

真岩事務局長

異議なしとのご発言がありましたので、年長委員であります上島委員に臨時議長をお願いいたします。

臨時議長（上島 幸夫）

ただ今、年長委員ということで臨時議長を仰せつかりました上島です。皆様方の温かいご協力をいただきながら、この重責を無事に務めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事日程に従って、議事を進めてまいります。

入善町農業委員会の委員定数は 18 名であります。

本日、出席された委員は 18 名全員で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本委員会は成立しております。

次に日程第 2、選挙第 1 号、入善町農業委員会会長互選の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第 5 条第 1 項に「農業委員会に会長を置く」、また、同法同条第 2 項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されていることから、改選後、最初となります本日の委員会において、選挙第 1 号、入善町農業委員会会長互選の件が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、入善町農業委員会規程第 4 条に「委員会で行なう選挙は地方自治法に定める議会で行なう選挙の例による」と規定されており、また、地方自治法第 118 条には、議会で行なう選挙の例として、投票による方法と指名推選による方法が規定されております。

なお、指名推選の方法を用いる場合においては、委員全員の同意があった者をもって当選人とすると規定されております。よろしく願いいたします。

臨時議長（上島 幸夫）

ただ今、お聞きのとおりであります。お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

臨時議長（上島 幸夫）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。それでは、会長候補者を推薦願います。

酒井委員

先に町長の挨拶にもありましたとおり、農業委員会法が改正されました。新しい業務もある上、入善町独自の問題もあります。農業委員会としては、農地利用の最適化に向けた活動が更に求められることとなります。このような状況において、会長には豊かな経験があります鍋嶋委員が適任であると考えます。鍋嶋委員は、その豊かな経験から、現在県農業会議の会長を務めております。町のリーダーだけでなく、県のリーダーとしても更なる活躍をしていただきたいという願いもこめまして、鍋嶋委員を再任いただくよう、推薦いたします。

臨時議長（上島 幸夫）

ただ今、酒井委員から、会長候補者として鍋嶋委員の推薦がありました。お諮りいたします。鍋嶋委員をもって、本案件の当選人と決定することにご異議ございませんか。

（全員異議なし）

臨時議長（上島 幸夫）

異議なしと認めます。よって、入善町農業委員会会長に鍋嶋委員が選出されました。鍋嶋委員が議場におられますので、ただ今の会長決定をもって当選人に対する告知とさせていただきます。

鍋嶋委員

私から一言よろしいでしょうか。

臨時議長（上島 幸夫）

会長に当選されました鍋嶋委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

鍋嶋委員

鍋嶋です。只今、指名推薦にて皆様に同意をいただきありがとうございます。

椋山地区からの推薦で、今回で6期目となります。長くに務めるなかで、一番印象に残っていることは、やはり昨年4月の法改正であります。特に、今までの農業委員の選出については、公職選挙法に基づく公選制でしたが、今回からは町長の任命制と変更となりました。入善町では、18人が任命されました。加えて、農業委員の他に農地利用最適化推進委員の設置が新たに法に位置付けられ、農地の利用の最適化に向けた活動が大変重要となったところであります。ただ、入善町は、その農地利用最適化推進委員の設置をしなくてもよい要件を満たしており、設置しないという形で進めてまいります。

このような変革の中で、農地利用の最適化を更なる推進をしていくためには、担い手が活躍できる環境を整えていくことでもあります。人・農地プランを活用して、農業委員がリーダーシップをとり、地域の話し合いを進めることで、農業委員の活動が見える形としていくことが重要なことだと考えております。この3年間、皆様とは是非そのような活動を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

臨時議長（上島 幸夫）

それでは新会長が選出されましたので、これをもって新会長に議長を交代し、臨時議長は議長席を降壇します。

皆様のご協力をいただき、無事に職務を全うすることができましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

真岩事務局長

臨時議長には、大変お疲れ様でした。

ここからの議事進行につきましては、新会長に議長をお願いいたします。新会長には議長席に着席願います。

（議長交代）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、ここから先は、私の方で議事進行を努めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

次に、日程第3、議席決定の件を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

現在、皆さんがお座りの座席は、あくまでも仮の席順でありますので、これより正式な議席の決定を行うこととなります。

議席の決定方法につきましては、入善町農業委員会会議規則第5条第1項により、「委員の議席は会長が定める」と規定されておりますので、決定願います。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、お聞きのとおりで、議席は、会長が定めることになっております。

お諮りします。議席は会長が指定することといたしたいが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議席は会長が指定することに決定しました。それでは、事務局に議席の案を配布させます。

（事務局が議席案を配布）

議長（鍋嶋 太郎）

お手元に配布しました議席案のとおりであり、今ほど座っておられる席のとおりであります。各々の住所で町の行政区順及び年齢順に1番から18番までとしました。

それでは、お諮りします。

議席は、配布した議席（案）のとおり指定したいが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議席は議席案のとおり指定することに決定いたしました。

なお、議事進行の都合により、次回の委員会から議席番号順に着席することとし、本日はこのままの

席で議事を進めさせていただくことをご了承願います。

次に日程第4、担当地区決定の件を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

さきほど、お配りしました議席案の氏名横に記載しております地区につきましては、今後みなさまに担当していただく地区としたいと思います。小学校区ごととなっております。

担当地区とは、重点的に現場の確認等を行っていただく地区であります。2つ地区名が記載してある委員につきましては、はじめに記載してある地区を主としますが、もう一方の地区につきましても、確認していただくことがありますのでご承知おきください。

以上、農業委員会等に関する法律第17条第6項により、「各委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されておりますので、決定願います。

議長（鍋嶋 太郎）

お手元に配布しました担当地区案のとおりであります。

お諮りします。担当地区は、お手元に配布した案のとおりとしたいが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、担当地区は案のとおり指定することに決定いたしました。

次に日程第5、会期及び議事日程の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日一日限りとし、日程は、議事終了までといたしたいが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、会期を本日一日限りとし、日程は議事終了までとすることに決定いたします。

次に、日程第6、議事録署名委員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の選出については、議長が指名することといたしたいが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は議長が指名することに決定いたしました。

慣例に従いまして、議席番号順とさせていただきます。議席番号1番五十里委員と議席番号2番米澤委員の両名を指名いたします。よろしくお願いたします。

次に日程第7、選挙第2号、入善町農業委員会会長職務代理者互選の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されていることから、改選後、最初となります本日の委員会において、選挙第2号、入善町農業委員会会長職務代理者互選の件を提案するところであります。

選挙の方法につきましては、先ほどの「入善町農業委員会会長互選の件」と同様に、入善町農業委員会規程第4条、及び地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありま

すが、指名推選の方法を用いる場合には、委員全員の同意があった者を以って当選人とすると規定されております。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。

それでは、会長職務代理者の候補者を推薦願ひます。

松原委員

職務代理者は、農業委員会会長に代わる重要な職務であります。これまでは、酒井委員が職務代理者を2期務めてこられました。本人のご意向で後身に譲りたいとのことであります。そこで、農業委員に就任されてから、今期で3期目となる豊かな経験を持ち、また入善町農業と深い関わりがあることから、中島委員が適任であると考えます。

よって、中島委員を推薦いたしたく、お諮り願ひます。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、松原委員から、会長職務代理者の候補者として、中島委員の推薦がありました。

お諮りいたします。中島委員をもって本案件の当選人と決定することにご異議ございませんか。

（全員異議なし）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

よって、入善町農業委員会会長職務代理者に中島委員が選出されました。

中島委員が議場におられますので、ただ今の会長職務代理者決定を以って、当選人に対する告知とさせていただきます。

中島委員

私から一言よろしいでしょうか。

議長（鍋嶋 太郎）

会長職務代理者に当選されました中島委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

中島委員

ただいま選任いただきました、中島です。

専業農家となり、7年という農業に関しましては、まだ若輩者ではありますが、皆様のご協力を賜りまして、会長職務代理者として職務を全うする所存であります。入善町の農業振興発展を目指しまして、まい進して参りますので、よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、中島委員は会長職務代理者席に移動ください。

(中島委員が会長職務代理者席へ移動)

議長（鍋嶋 太郎）

引き続き、議案の審議に戻ります。

日程第8、議案第1号、入善町農業委員会規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案第1号、入善町農業委員会規程の一部改正について。入善町農業委員会規程の一部を次のように改正する。平成29年8月4日提出、入善町農業委員会会長。

改正の内容としましては、第7条の様式を次の5点について改正します。まず、「証」を「身分証明書」とします。2つ目、本籍地の記載を削除します。3つ目、顔写真を追加します。4つ目、用紙の大きさをカードサイズとします。5つ目、裏面の根拠法令等を削除します。

以上、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは本案件に関する質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第1号、入善町農業委員会規程の一部改正について、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定いたしました。

続きまして、日程第9、議案第2号、入善町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案の決定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案第2号、入善町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案の決定について。農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、入善町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について、当委員会の決定を求めます。平成29年8月4日提出、入善町農業委員会会長。

委員の皆様には、事前に送付させていただいておりますが、概略を説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、法第7条により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進方法を指針に定めるよう努めなければならないと規定されています。

指針には、農業委員会の必須業務であります、遊休農地解消面積、担い手の農地の利用集積面積、新

規参入者数等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進の方法について定めることとされており、農業委員はその活動を行う際には、指針に従わなければならないとされている。

まず、遊休農地の発生防止・解消についてです。

遊休農地の解消目標としましては、現状、蛇沢の一筆の0.4haのみであり、これを解消し、遊休農地をなくすことが目標であります。

発生防止・解消の具体的な推進方法としましては、まず、農地の利用状況調査と利用意向調査について、従来同様、適宜実施します。また、農地中間管理機構との連携について、更なる農地の有効利用を図るため、情報共有を強化します。

次に、担い手への農地利用の集積・集約化について、現状集積率74.1%を町の農業経営基盤強化の基本構想の集積目標と同じく90.0%とします。

集積・集約化に向けた具体的な推進方法としましては、人・農地プランの見直し、農地中間管理機構等との連携、担い手間の利用権の調整・交換を推進し等を行います。

最後に、新規参入の促進について、目標として個人経営で7人、法人経営で7法人とし、その具体的な推進方法として、富山県、一般社団法人富山県農業会議、農地中間管理機構、入善町、みな穂農業協同組合、公益財団法人入善町農業公社等と連携し、相談及び農地のあっせん等を行います。加えて、当委員会は、新規参入者の経営定着のため、随時フォローアップに努めます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは本案件に関する質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

目標年までに管内農地面積が10ha減っているのはどうしてですか。

事務局

近年の転用及び公共事業等により、農地から農地以外に地目を変更している面積を基に目標値を見込んでおります。

松原委員

0.4haの遊休農地は、どれくらい前から現状なのですか。

地目変更をしてしまうことはできないのですか。

事務局

蛇沢が年々前から遊休農地となっているかは定かではありません。ただ、農地が未相続名義となっており、相続人の代表者様が、地目の変更や農地への復元の費用を負担する意向が無いようです。

基盤整備も終わっており、優良農地ですので、町としましては、農地に復元する方法を関係機関と検討していきたいと考えております。

議長（鍋嶋 太郎）

次回の委員会後、合同農地パトロールを行います。その際、現地を確認したいと思います。

ぜひ、遊休農地が無い町を目指して活動を続けていかなければと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等ございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第2号、入善町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員異議なし）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案を原案どおり決定いたします。

次に日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

議案の説明に入ります前に、転用申請の許可までの手順を説明させていただきます。

毎月20日までに申請書を事務局に提出いただき、翌月初旬に委員会で審議しまして、その月末に県の許可が決定される流れとなります。なお、3,000㎡を超える案件につきましては、県の許可の前に、毎月20日頃開催されております県の常設審議会で意見を聞くことが必要となっております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、申請番号1番、申請地は、入善町青木〇〇-4、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は198㎡です。

譲渡人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇番地の1の株式会社〇〇です。転用目的は「資材置場敷地」で、契約内容は所有権移転です。

譲受人は、現在、町内で製材および建築業を営んでいます。申請地の隣接地である〇〇番1および〇〇番3に昭和58年頃倉庫を建てた際に申請地も転用許可されているものと思い、造成してしまい、現在にいたります。

現在は、丸太置場や木くず等のストックヤードとして利用しており、今回は農地法の許可を得ずに造成しているので、今回は始末書を添付しての申請となります。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、転用目的が「資材置場敷地」であり、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のeの（e）による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、昭和58年8月13日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に申請番号2番、申請地は入善町小摺戸〇〇番1外7筆の計8筆、台帳地目は1筆は宅地、それ以外は田、現況地目はすべて田で、合計面積は19,023㎡です。

譲渡人は、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さん外2名で、譲受人は黒部市若栗〇〇番地1の株式会社〇〇さんです。転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は賃借権の設定です。

申請者の株式会社新興は、土木工事業をはじめ、土石採取・販売業など様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。

今後、2か年の計画期間で、19,023㎡の申請地から、108,000㎡の砂利を採取し、129,600㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に

関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「陸砂利採取のための一時的な利用」であり、運用通知第2の1の(1)のイのcによる、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

砂利の採取を目的とする一時転用ですが、転用期間内に確実に当該農地を復元することが担保されており、農地の復元に関する計画が、当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する見地からみて適当であることから、「当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要である」と認められ、申請地は適当であると考えます。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、隣接耕作者、地区代表者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に申請番号3番、申請地は入善町横山〇〇番1外6筆の計7筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は1,822.38㎡です。譲渡人は入善町横山〇〇番地の〇〇さん外4名で、譲受人は入善町桐山〇〇番地1の社会福祉法人〇〇です。転用目的は「障害者支援施設敷地」で、契約内容は所有権移転です。

譲受人は、現在、富山県下で障害福祉サービス事業および老人居宅生活支援事業の経営を行う社会福祉法人ですが、申請地の北側に隣接する宅地に、〇〇の事務所および本部施設を移転する予定としております。そのため、申請地に障害者支援施設、作業所を建設する計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「障害者支援施設敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイのcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は昭和50年11月25日に除外済であり、隣接耕作者からの同意もあり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

高澤委員

申請番号1番の確認をしました。事務局の説明のとおりです。従来から現状のように利用しておりますので、仕方のない申請であります。

松原委員

申請番号2番ですが、関係書類に基づき説明を受けましたので、問題ないと思います。

事務局

申請番号3番は、改正前の委員に確認をいただいております。確認をしたところ、隣接する宅地に本部機能があるので、利便性を考慮すると申請地での転用は必要なものであるとのことでした。

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。
申請番号2番について、陸砂利採取後、復旧する際に大区画化する計画はないのですか。

松原委員

申請地は、集落営農が耕作していますので、従来同様の区画での現況復旧となります。

議長（鍋嶋 太郎）

他に意見等はありませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第3号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、
ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり県知事へ進達することに決定いたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。

今回の農業委員の改選により、認定農業者が過半以上となり、農繁期の昼間に総会を行うことは難しいと考えられます。今後、夕方に開催するなどを検討していきたいと思えます。

ただ、次回につきましては、合同農地パトロールを予定しておりますので、従来同様、午後1時30分より委員会を開催し、その後、合同で農地パトロールを実施しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

では、事務局よりご案内させていただきます。

富山県農業会議の開催する新任農業委員の研修会がとやま自遊館で8月23日水曜日13時30分からあります。新任委員でない方の参加も承りますのでよろしくお願いいたします。マイクロバスを事務局で用意いたしますので、12時00分に役場を出発しますのでご利用ください。

議案第1号で決定いたしました身分証につきまして、次回の農業委員会時にお配りいたします。

各許可申請にかかるマニュアルを作成しました。申請書の写しとチェックシートをまとめましたので、業務の参考にしてください。書類の詳細の確認につきましては、事務局で行いますので、委員の皆様には、主に現場及び周囲の営農への影響等の確認をお願いいたします。そして、農業委員の意見書に確認印を押印ください。

最後に全国農業新聞の購読のお願いです。富山県農業会議より「農業委員ご就任のお祝いと全国農業新聞のご活用のお祝いについて」が届けられましたので配布いたします。あわせて購読の申込書も配布いたしますので、是非、購読の申込をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かございませんか。

愛場委員

議案第3号にて、陸砂利採取の申請がありましたが、施工中には大型トラックが頻繁に通行することになります。その際の通行の制限等は農業委員会が意見を述べることができるのですか。

事務局長

道路通行については、各道路管理者の同意を得ることになります。委員会では、通行の制限はできませんが、営農活動に支障が懸念されるようであれば、意見を述べる事が出来ます。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かございませんか。

(意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第1回入善町農業委員会を閉会します。次回は、9月4日月曜日、午後1時30分から行います。

(閉会 午後4時33分)